

論説

宗教団体の公益性と公益活動

藤原 究

- 1 はじめに
- 2 公益法人制度
- 3 宗教法人における公益性と情報公開
- 4 宗教団体と寄附金
- 5 おわりに

1 はじめに

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波による被害は、現代社会において培われてきた安全・安心がいかに脆いものであるかを、我々に思い知らせるものであった。国や地方自治体による予防対策が十分に機能しなかつただけではなく、津波による塩害や放射性物質の漏洩などによって長期化する避難生活は阪神・淡路大震災の時を大きく上回るものとなっている。福島原子力発電所の事故の影響により電力供給が安定しないだけでなく、様々な先行きの不安をもたらした未曾有の災害のなかで今後の生き方をいやがうえでも問い直されたのである。

大規模な災害にあって、国や地方公共団体による支援は、その量と全体における質という点で優れているものの、被災から救援までのスピード感と被災者のニーズをきめ細やかに拾うという点で弱点を有している。そうした弱点を補う存在として有用といえるのは、ボランティアを中心とする民間の力である。総務省が行う社会生活基本調査¹の生活行動に関する結果を参考に災害ボランティアの活動状況を知ることができる。平成22年10月20日～

平成 23 年 10 月 19 日の間に震災ボランティア活動を行った人の数は 431 万 7 千人であり、平成 18 年の 132 万人と比較すると約 3 倍に増加している。また、35 歳～54 歳の幅広い年齢層で 5%以上のボランティア活動従事者が見られる。さらには、在学者のボランティア参加者率も平成 18 年と比べてすべての学校で上昇しており、特に大学生・大学院生においては 0.7%から 6.0%と最も高くなっており。災害ボランティアの活動地域も岩手県、宮城県、山形県、福島県で行動率が 6%以上²となっており、多くの災害ボランティアは東日本大震災により被害が出た地域および周辺地域で活動を行ったことがわかる。

こうしたボランティア活動に対する意識の高まりの中で、多くの宗教団体もまた救援ボランティアの活動を行っていた。例えば、真如苑の設立した救援ボランティア組織 SeRV (サーブ) は震災発生翌日の 3 月 12 日には避難所となった青森県八戸市の上長公民館に救援物資を届ける迅速な救援活動だけでなく、被災家族を対象にした保養ツアーを継続するなどのボランティア活動を行っている³。真宗大谷派では、3 月 12 日に陸路で救援物資を届けると同時に、翌 13 日には現地災害本部を設置するなどして現地において様々な支援活動を行った⁴。天台宗においては、震災当日に天台宗災害対策本部を設置するとともに、3 月 22 日には救援物資の配送を行っている⁵。日本基督教団においても 3 月 12 日には救援対策委員会が設置され、3 月 23 日には被災教会の・伝道所の救援に重きをおくとしながらも、各 1,000 万円の送金を 3 つの被災教区へと送金している⁶。

このように多くのボランティアによって被災地での復興はその足を早めたと見られるが、一方で気になる数字もある。さきに取りあげた「社会生活基本調査」によれば、平成 18 年におけるボランティアに参加した人の総数は 2,972 万 2 千人であるところ、震災時の平成 23 年の調査では 2,995 万 1 千人へと微増しているに過ぎない。もちろん震災によってその他自然保護などのボランティアが減少していることはあるにしても、震災ボランティアの盛り上がりと比して違和感を覚えざるを得ない。ここに我が国におけるボランティア活動のある意味での限界があるのではないだろうか。しかも、震災復興のボランティアは瓦礫の片付けや遺品等の捜索などが多く見られたようであ

るが、こうした活動は国や地方公共団体による活動によってもカバーできる部分であるといえる。他方で、被災者、なかでも親族を失った方々への心のケアや住民が被災した地域のコミュニティの再生といったソフト面での復興支援についてはあまり取り組みを知る機会はない。そこで、こうした心の復興支援とでも言うべき分野においては、旧来の農村がそうであったように、寺社を中心としたコミュニティの再生といったような取り組みに宗教団体が果たす役割は大きいと考えられる。

ただ、現状を振り返ってみると、現状の宗教団体に対して多くの市民がそれだけの期待を寄せているであろうか。宗教団体の公益活動は様々な地域で散見できるものの、それがすなわち宗教団体への信頼に結びついていないと感じられるこの原因はどこにあるのだろうか。本稿においては、現行の公益法人制度と宗教団体の公益活動を概観しながら、宗教団体の公益性とそれに必要な要素について、寄附金における税制面での取扱いを糸口として検討を試みるものである。

2 公益法人制度

1 公益法人制度改革のあゆみ

公益法人改革3法（一般社団・財団法人法・公益法人認定法・関係法律整備法⁷⁾）が2008年12月に施行され、新たな公益法人制度がスタートを切ると同時に、中間法人法並びに民法の法人に関する第1編第3章38条から84条までが廃止された。

1896年の民法制定にはじまった公益法人制度に対する改革は、今回廃止された中間法人法に関する議論にはじまる。1996年に当時の与党3党のプロジェクトチームが中心となり以下のような問題提起を行った。つまり、「行政委託型法人」、「営利法人と競合する非営利法人」、「内部留保の過大な法人」、「共益目的の公益法人」等のような、公益法人制度に内在する諸問題を指摘し、それにともなって、準則主義により設立・廃止が行えるような制度を検討すべきとの提言を行った⁸⁾。こうした提言により制定された中間法人法は

2001年6月に公布され、翌年4月から施行された。その後、2002年には公益法人制度改革のための有識者懇談会が設置され、2003年には「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」が閣議決定された。この基本方針においては、公益法人がわが国の社会経済上重要な位置を占めていることを認めた上で、法人格の付与と税制をはじめとした一定の優遇を付与することを分離するとした。また、民間の非営利活動を促進するため、法の手続きに従って一定の要件を満たすことで当然に法人格を取得できるように法整備を行い、営利法人を参考にしつつ法制上のあり方を検討することとなった。さらには、非営利法人の公益性について、「公益性を有する場合の優遇措置の在り方については、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意しながら引き続き検討する」とし、その際には、「①公益性の客観的で明確な判断基準の法定化、独立した判断主体の在り方 ②ガバナンス、残余財産の在り方、情報開示、プライバシーの保護等を含め検討する」としている⁹。税制においても、法人は普遍的な国民納税義務の下で一般的に納税義務が課されていることを述べた上で、公益性に応じて税制上の優遇措置が講じられているとしている。

2 新公益法人制度のしくみ

従来の公益法人制度においては、主務官庁の許可がなければその設立が認められない仕組みになっていた。その上、法人の設立がすなわち公益性の認定となっていたため、結果として公益性の判断についても主務官庁の判断にゆだねられることとなっていた。そのため、設立を認められた公益法人が国民の目線から見て、必ずしも「公益」に資するとは思えない事業を目的とする団体である場合も多く問題となっていた。さらには、設立する法人側としても、監督官庁ごとに基準が必ずしも統一されていないなどの問題点が指摘されていた。そこで、法人の設立については簡便な仕組み（準則主義）によって、その設立を行えることとし、さらにはそうして設立された「一般社団法人」、「一般財団法人」のうち、税制上の優遇などを希望する法人については、民間の有識者により構成された公益等認定等委員会によって決定されることとなった¹⁰。以下で詳しく見ていく。

① 準則主義による「社団法人・公益法人」の設立

「社団法人」、「公益法人」の設立においては、一定の要件を満たすことでその設立が認められる準則主義が採用され、会社法上の会社と同様の扱いとなった。しかしながら、これには会社法とは異なるいくつかの限定が設けられている。1 点は剰余金の分配が禁止されている点である。ただし、これについては事業経費として計上することで、分配と同様の支出を行うことは可能である。2 点目は残余財産の分配の問題がある。これについては、定款に記載されても効力を有しないとされている¹¹ため基本的には残余財産の分配（持分権）は否定されていると考えられる。

こうした点から見るに、この法律の背景には会社法の理念が色濃く反映されている。つまり、一般法人における組織は会社法上の機関と類似した制度を採用しており、ガバナンスに関する規律や情報公開、内部統制制度等といった規定についても会社法の影響が色濃いものになっているとされている¹²。これについては市民のボランティアを基本とする一般法人制度の規律として重装備すぎるとの批判もある。ただ、公益法人改革の問題意識の一つとして、「公益を目的としている法人にも関わらず、その実態が明らかではない」や「事業内容のディスクロージャーについてのルール化が必要ではないか」といった点があり、こうした批判は当たらないであろう。

② 一般社団・財団法人に対する公益性の認定

一般社団・財団法人のうち、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、税制面をはじめとした優遇措置を受けたい法人は、行政庁に対して公益性の判断を求めることができる。公益性の認定を受けた法人は、公益法人として税制面の恩恵を受けることができる。公益法人法は 58 条において、公益目的事業に係る活動が果たす重要性にかんがみ、公益法人に対する所得課税、並びに公益法人に対して寄附を行う個人・法人に対する所得課税について一定の措置を講じるとしている。さらには、公益法人の認定を受けることで、「公益財団法人・社団法人」の名称を使用することが許される（公益法人法 9 条）ため、社会的な信用を得るのに有益であると思われる。しかしながら、公益法人との認定を受けた場合、その後の活動や運営組織の状況、帳簿等の開示が求められる（公益法人法 27 条）。さらには、行政庁による勧告、命令

等を受けること（公益法人法 28 条）となり、公益性に問題があると判断された場合には公益認定の取消がなされる（公益法人法 29 条）。従前の制度においては、いったん公益法人の事業内容が不透明であったり、公益性を失った公益法人が存続していたりといった問題点が存在していた。公益法人法の運用に当たっては、積極的な情報開示と公益性に関する厳格な判断が求められる。

公益性認定の申請に対して、行政庁は当該法人が 2 つ以上の都道府県において事務所を設置または活動を行う場合には内閣府（内閣総理大臣）となり、1 つの都道府県内において事務所を設置・活動を行うものについては都道府県（都道県知事）となるとされている（公益認定等に関する法律 3 条）。また、行政庁は民間有識者で構成される公益認定等委員会（都道府県においては公益認定等審議会）に対して、公益認定の申請や認定の取消等について諮問しなければならないとされているとともに、公益認定の取消等について、行政庁に対する勧告を行うことができるとされている。そのため、実質的な公益認定機関はこの公益認定等委員会になるといえる。

公益認定等委員会は、前述したとおり民間の有識者で構成されるが、その定員は 7 名（内 4 名以内を常勤とすることができる）とされている。公益性の認定については、公益法人法において認定の基準が 18 基準（公益法人法 5 条）、欠格基準として 6 基準（公益法人法 6 条）が設けられている。公益認定を受けるためにはこれらの基準のすべてに適合していなければならない。18 の基準の中には、公益事業目的であること（1 号）や公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること（6 号）、さらには各理事について、理事本人及びその配偶者または 3 親等内の親族である者や理事と密接な関係にある国や地方の公務員らによる理事の合計数が総数の 3 分の 1 を超えないものであること（10 号）、公益認定の取消しや一般法人との合併などにより法人が消滅する際には公益目的取得財産の残額について類似の事業を営む公益法人等に贈与するように定款に定めること（17 号）等が定められている¹³。

その他にも、同条 8 号においては、公益法人が、その事業活動を行うにあたり、公益目的事業比率が 100 分の 50 以上になると見込まれるものである

ことと規定されている。これは、公益法人の支出する費用全体を「公益事業のための費用」、「収益事業のための費用」、「法人運営のための費用」に三分し、「公益事業のための費用」が費用全体の50%以上を占めるように要請するものである。通常、小売店における利益率（売上にも占める利益の割合）は20%前後であるといわれており、この数字を前提とすれば、収益事業によって公益事業の費用超過を填補しようとする場合の上限は公益事業に要する費用の25%以下となる。公益法人はその運営において、民間の企業以上に収益性の高い事業を行うか、会費、寄附金等による財源を得てその公益事業運営を行う必要があることになる。

さらに、6条においては理事・監事・評議員に公益認定の取消をうけた法人の理事であった者や暴力団員等がいること（1号）や法人そのものが公益認定の取消から5年を経過していないこと（2号）、事業計画や事業執行、納税などにおいて法令等に違反していること（3号～5号）が欠格事由として挙げられている。

3 新公益法人制度における税制の優遇とその根拠

（1）公益法人が行う収益事業について

公益法人の事業のうち課税対象となるものとして、法人税法施行令5条において34項目¹⁴が列挙されている。事業内容については、公益認定法上の分類と法人税法上の分類を分けて考える必要がある。公益社団・財団法人の場合、公益認定法上の区分、及び法人税法上の区分の双方において「収益事業」とされる事業についてのみ課税の対象となる。しかしながら、一般社団・財団法人の場合、当該事業の公益認定法上の区分が「公益事業」であったとしても法人税法上の区分が収益事業であれば課税の対象となる。また、法人税法施行令5条1項の各号に規定する34項目の限定列挙だけでは、収益事業を列挙できているのだろうかという疑問もある¹⁵。もちろん収益事業の限定がなければ、租税法律主義に反することとなるため、政令等に委任するのではなく法の中で明確にしておかなければ納税者の予測可能性を損なうことは間違いない。しかしながら、経済社会の発展の中で、広がりを見せる業態・業種を網羅的にカバーすることは現実問題として不可能であるのも自明であ

る。

(2) 寄付金税制について

個人が、土地、建物、株式、美術品等の資産を法人に寄附した場合には、これらの資産は寄附した時の時価で譲渡があったものと見なされて、所得税が課税される¹⁶。ただし、これらの資産を公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上等公益の増進に著しく寄与するもので一定のもの（特定公益増進法人）に対するその法人の主たる目的である業務に関連する寄附である場合については、寄附金控除等の優遇税制の対象とされている¹⁷。これまでの公益法人制度においては、民法34条による法人のうち4%ほどである約900法人が特定公益増進法人とされているに過ぎなかったことを考えると寄附金税制のシステム全体が有効に機能していたかどうかについては疑問が残る。新公益法人制度の下においては、公益認定を受けることによって自動的に特定公益増進法人としての税制優遇を受けることになるため、今後はこの公益認定がどのぐらいの規模になるのかによって、公益法人に対する寄附金税制の効果は大きく異なってくるであろう¹⁸。

従来、外部からの寄附金だけではなく、公益法人が行う収益事業より得られた所得を公益事業のために支出した場合、その20%をみなし寄附金として非課税とされていた。しかしながら、公益法人改革により、収益事業から公益事業へと支出した費用は、みなし寄附金として収益事業の所得計算を行う上で、損金算入が可能となった。これにより、公益社団・財団法人が収益事業のうち「公益目的事業実施のために必要な金額」または「その事業年度の所得の金額50%」のどちらか多い金額を損金算入することができることとなった。

一般社団・財団法人の場合には、みなし寄附金の適用がないので、一般の寄附金については所得金額の2.5%、特定公益増進法人に対する寄附金については所得金額の5.0%まで損金算入が認められている。

3 宗教法人における公益性と情報公開

1 公益法人制度と宗教法人

こうした公益法人制度改革において、その公益性が問い直されることになるとして、実際には公益法人制度改革の中に含まれていなかった宗教法人の側においても、その公益性を問い直す動きが出てくるようになった。これには、公益法人制度改革が宗教法人や学校法人等といった特別法上の各種法人を含めた多くの非営利法人を対象にしたより広い適用範囲を持つ制度改革に進むのではないかと、または、公益法人が公益性を有することで税制上の優遇を受けていることから、同じく課税上の優遇を受けている宗教法人に対しても公益性を求められるのではないかとという背景があると考えられる。

もし、宗教法人を現行の公益法人制度において把握しようとするのであれば、宗教法人ごとにその公益性を判定することで税制上の優遇を与えるかどうかを決定するのは内閣府の公益認定等委員会などということになり政教分離原則などとの関係が懸念される。

宗教法人にとってその税制上の優遇はなにを起源とするものであるかを明らかにすることも、この点においては重要である。これについては、伝統的な非課税の根拠として、我が国に古くからある社寺・墓地などの宗教用資産に対する非課税措置という伝統を尊重したと考えられている。そもそも、宗教法人法が設立に際して、目的、名称、所在地、関連組織名、代表者名とその権限、上部機関の権限、財産と財務管理等を記し所轄庁に提出し、所轄庁は審査し認証するとしており、ここには特に公益性の判定等はないことから、宗教法人であることがすなわち公益を有するものと判定するものではないことがわかる。さらに、民法第33条では、「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。」としており、宗教そのものに公益性を認めているように捉えられる。しかしながら33条はあくまでも民法上の公益法人と特別法上の公益法人を分離することを示したもので、これもまた直ちに宗教を公益性のあるものとして認めるものかは疑問であり、また課税上の特権を与えることを保証するものではないと考えられる。

宗教者側から見れば、宗教活動はまさに「不特定多数の者の利益を実現する」ものであると考えるわけであるが¹⁹、宗教に対する日本人の意識、宗教性の変化について考えると、不特定多数の利益を実現していると考えられる向きは少なくなっているように感じられる。宗教団体の中には、様々なボランティア活動を行っている団体や社会福祉活動を行っている団体、終末期におけるケアを行ったり、教誨師として活動する宗教者らもいる。こうした活動は十分な公益性があると考えられる。しかしながら、そうした活動が形式的に公益性（広義の公益性）を帯びていることと、その公益性が課税上の特権を受けるに値する公益性（狭義の公益性）であるかということは分けて考えることもできる。つまり、宗教が潜在的に不特定多数の市民にとってその祈りや礼拝が心に安寧をもたらすということから公益性を有すると捉えることはできる。しかしながら、特定の宗教を信仰していない者の側から見れば、特定の宗教団体に税制上の特権が与えられていることを苦痛と感ずる場合もある。このように、宗教または宗教団体・宗教法人に対して公益性があると認めるかどうかは非常に難しい問題であるといえる。ただ、ひとつ言えることは超自然的な存在である宗教もまた世俗社会の構成要素の一つとして存在する以上、その社会における支持と理解を得る努力が不可欠であるという点である。そうした点からも宗教団体は積極的な社会貢献が求められるのである。

2 宗教団体による情報公開

(1) 公益法人の情報公開

旧公益法人制度の下においては、法律上の規定はないものの、公益法人に対する指導監督基準において、「各法人は、定款・寄付行為、事業報告書、収支計算書、貸借対照表等を原則として一般の閲覧に供すこと」とされていた。2007年現在のインターネットによる公益法人の資料公開は15,277法人であり、全公益法人の62%にとどまっている。公益法人法においては事業計画書・収支予算書²⁰、財産目録・役員名簿・役員報酬基準²¹、定款・社員名簿・計算書類²²について、その業務時間内にはいつでも閲覧の請求を行うことができ、法人側は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。ただし、個人情報保護の観点から、公益法人の社員又は評議員以外の者より、名簿等の閲

覧請求があった場合には、住所等の記載について除外して閲覧させることができる」とされている。

理事、監事及び評議員に対する報酬等を定めた支給基準が公開されることについては、従来より法人側から批判があったが、その背景には高額な報酬を受け取る理事等の存在があるものと考えられる。公益法人白書によれば、役員の報酬として、800万円以上を支給している法人が10%以上、2,900法人余りあったものの、支給基準を公開することで、こうした報酬の支払いについても見直しが進んでいるものと考えられる。

(2) 宗教法人法における情報公開

制定から年月が経ち、いくつかの問題点の指摘されていた宗教法人法は、1995年の地下鉄サリン事件を1つの契機として、法改正についての声が高まった。同年宗教法人審議会が開かれ、文部大臣（当時）より宗教法人制度の抜本的検討が求められた。これに対して、宗教法人審議会では特別委員会を設置し、「広域宗教法人の所轄庁」、「認証後の法人の活動状況」、「宗教法人の情報開示」を中心として検討を重ねた。こうした点を踏まえた、宗教法人審議会による報告の趣旨に従い、平成7年12月には「宗教法人法の一部を改正する法律」が成立することとなった。

この改正では、①複数の都道府県で活動する広域宗教法人の所轄庁を文部大臣に改める、②信者その他の利害関係人に財務会計書類等の閲覧請求を認める、③所轄庁に対して一定規模の宗教法人は役員名簿や財務書類等を毎年提出する、④収益事業停止命令、認証取消、解散命令の対象となる疑いがある場合、所轄庁は報告を求めたり質問したりできる、⑤宗教法人審議会の委員数を10人以上20人以内とすること、などについて修正が行われた。こうして成立した現行の宗教法人法においては、前述のように、宗教法人の自立・自主性を尊重することに留意しながら、宗教の公共性・公益性という点から「この法律のいかなる規定も、宗教団体が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。」(86条)とされており、宗教法人といえども決して無条件に法の枠組みから外れるわけではないことを明示している。さらには第11条において

「宗教法人は、代表役員その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」とも定めている。宗教法人法は、単に宗教団体の財産所有の為に能力を付与する法律であるとの理解は必ずしも正しいとはいえず、宗教法人として法人格を付与されることにより、宗教団体であったとしても世俗の事項や対外的事項について一定の法定規制の対象となり、法的責任の負担を求められることとなっている。

3 宗教法人における情報公開の問題点

宗教法人法 25 条で備え付けが義務付けられている書類として、規則及び認証書、役員名簿、財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表、境内建物（財産目録に記載されているものを除く）に関する書類、責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿、公益事業を行う場合には、その事業に関する書類が挙げられる。こうした書類は組織形態をとる団体として、当然作成されるべきものである。さらに言えば、休眠宗教法人格の悪用や税制度上の優遇を受けているという背景から考えても、所轄庁にこうした書類を提出することは、必要なことであると考える。所轄庁側においては、提出された書類の取扱については、細心の注意を払う必要がある。書類の公開等においては、プライバシーの問題や信教の自由を害することがないように配慮することが必要であると考えている。

4 宗教団体と寄附金

1 わが国における寄附文化と公益性

公益性の高い宗教団体の活動として有名なものとして、江戸時代を中心に庶民の教育に寄与した寺子屋のような仏教寺院による公益活動が挙げられる。仏教寺院は同時に檀家制度により行政機関としての役割についても担っており、それに伴って仏教の中心は人間の生死を中心とした命名から葬式、法事といった場面に移行していった。江戸期においては、それぞれの地域が寺社を中心として成り立ち、この地域社会において仏教寺院は幕府の一行政機関

として、また教育機能の担い手として、また地域における知識層の代表としてその地位が確立されていた。こうした幕府統治に対する報奨として、また地域への公益的貢献に対しての見返りとして、幕府による税制上の優遇措置は違和感のないものであったといえる。さらには、当時の庶民層は自らの救済を求めて財産を寄進したり、労力を提供したりしてこうした貢献に報いていたものとみられる。例えば、四国八十八ヶ所巡りなどもこうした寄附活動の一部によって成り立っており、遍路者にたいする「お接待」と言われる物的支援が行われていた。

2 寄附金税制

所得税法 78 条では個人が支出した寄附金が、特定寄附金に該当するとされた場合、その金額に応じてその年の総所得金額等から控除されるとしている。所得税法上、寄附金控除の制度が認められるようになったのは、1962 年のことでありその歴史は浅い。我が国においては、控除の上限は所得の 40.0%までとされており、例えばアメリカにおいては、連邦税法に規定される適格公益団体²³に対する寄附金が所得の 30.0~50.0%の範囲で控除され、フランスにおいては寄付金額の 66.0%の税額控除がなされており、我が国の控除はこうした諸外国の水準に近い数字であると言われている²⁴。特定寄附金に該当するのは、①国又は地方公共団体に対する寄附金、②公益社団・財団法人、③特定公益増進法人²⁵である。その他にも、認定 NPO 法人に対する寄附や政治資金規正法に則って行われる個人の政治献金も寄付金控除の対象となる。平成 22 年における所得税申告における所得控除の利用状況は、控除適用者が 226,000 人、控除額 272 億円、平成 23 年においては適用者が 427,000 人、控除額 510 億円となっている。平成 23 年において適用者、控除額ともに増加しているが、これはやはり震災に対する義援金の上乗せ分であろう。1 人あたりの平均控除額を見ると 121,000 円から 119,000 円とほとんど低下していないが、平成 18 年においては 196,000 円であったことから考えると大口の寄附者というより小口の寄附者が多く利用しているように感じられる。

さらに法人税法 37 条の規定によれば、国や地方公共団体等に対する寄附

金は全額損金参入が可能であるが、特定公益増進法人やその他の団体等に対する寄附のうち一定額については算入限度額²⁶の範囲内において損金算入できるとされている。このため、特定寄附金ではない宗教団体への寄附金について、出捐者が個人である場合には所得税法 78 条に基づきなんらの優遇を得ることはできないが、法人が出捐する場合には、一般の寄附金として損金算入限度額の範囲内において損金算入が認められる。

法人税法と所得税法におけるこの不公平性については、東京地裁平成 3 年 2 月 26 日判決²⁷において「租税は、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得再配分、資源の適正配分、景気の調節等の諸機能をも有しており、租税法規の立法においては、財政、経済、社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、極めて専門技術的な判断をも必要とすることが明らかである。したがって、具体的な租税法規の立法については、これを、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態について正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかに、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ない。(中略) その区別の態様が右の立法理由との関連で著しく不合理なものであることが明らかであるといった特段の事情が認められる場合でない限り、その合理性を否定することはできず、これを憲法 14 条などの規定に違反するものということとはできないものというべきである。」とし、憲法上は問題ないと判断をした。

寄附金の控除に関する制度は欧米において比較的充実している。寄附金が所得控除されるという寄附金控除を認めた趣旨としては、寄附金によって福祉などの公益性の高い事業の運営資金が満たされることで、行政がそうした分野に公金を支出する必要がなくなるという点や貧富の差が拡大する中で社会における格差是正のための一つ的手段となる点が挙げられる。我が国においても経済格差が話題になることが多い昨今においては、こうした格差を是正するための一方策として有効であるかもしれない。ただその前提には、宗教法人などの寄附を受ける側が、本来ならば公金を支出して行われるべき公益性の高いような事業を相当程度行っていなければならない。そうでなければ、寄附金を税制上優遇する必要がなくなってしまうばかりか、宗教団体へ

の不当な利益供与として、憲法上の問題が生じる事になるのである。例えば、イギリスではエリザベス救貧法以前において、救貧活動は教会によって行われていたもののそれを公益活動として行政側が引き取るという光景は、宗教団体らが公益性を帯びる活動をしていることの証拠となっている。

5 おわりに

ここまで、宗教団体をめぐる公益活動や公益性について、寄附金税制や公益法人制度改革との関係、歴史的背景などから検討を行ってきた。最初に、「宗教」そのものに公益性があるのかという問題と「宗教法人（宗教団体）」に公益性があるのかという問題は峻別して検討することが重要である。「宗教」という概念そのものには公益性はあると考えられる可能性があるが、しかしこの場合の「宗教」とは概念的な信仰そのもののことを指すのであって、その信仰や礼拝に必要な宗教団体、宗教法人にまで自動的に完全な公益性があるとは考えにくい。完全な公益性とは、国などの行政機関との間で一切の関わりを持つことなくその存立を維持する裏付けという意味である。宗教団体としては、現行宗教法人法における書類の提出、閲覧などの義務について、侵害行為として抵抗感を持つ向きがある。もちろん、情報の開示にあっては、信者のプライバシーなど配慮すべく点も多いが、財務状況の公開を拒否することは、特に税制上の優遇を受けている宗教法人においては、許されざるものである。社会に存在する組織として、基本的には宗教法人であっても納税義務はあるわけであって、例外的に税制上の義務を免れている以上、これに対する説明の必要が生じる。宗教団体には、明治以降、第二次世界大戦前後にかけて様々な形で弾圧を受けてきた歴史がある。こうした背景から書類提出等について国家権力の介入として嫌悪感を持つ感情は理解に難くない。ただ、財務状況を明らかにすることがそれすなわち国家権力の介入ではないし、歴史上には脱税容疑で弾圧を受けた宗教団体があるとしても、それは脱税した宗教団体に対してどのように取り扱うかという点で議論すれば足りることであり、歴史的理由があったとしても、様々な規則に背を向けることが許されるわけではないし、市民の理解を得ることはできないであろう。

さらに、寄附金税制においては、法人による宗教団体への寄附と個人による寄附の間において税制上の取扱いにおいて違いがあることには奇異な印象を受ける。宗教法人が公益性を持つ組織として認めるのであれば、結果的にこれに対する寄附金は税制上の優遇を受けるのが妥当であり、法人のみならず個人による寄附についても税制上の優遇を与えるべきである。こうした個人への寄附金控除の適用は、結果として自然な形で宗教団体と社会の関係を形成することになるのではないだろうか。

加えて、宗教法人による非収益事業と収益事業の線引きについても再考の必要があると思われる。現在のような特別法上の公益法人等という枠組みで、様々な他の公益法人と画一的に課税・非課税を峻別することは宗教の特色から考えても困難であると言わざるをえない。こうした制度の結果、おみくじや線香、供花、御札などの販売や戒名料などによる収入への課税・非課税に不自然さが生じている。また、宗教法人の行う収益事業に対する法人税率についても優遇の必要があるのか疑問である。

宗教団体・宗教法人と市民との意識の乖離はもはや危機的な状況にあるといえる。様々な宗教団体のなかでも終末期にばかり目を向ける宗教や閉鎖的な宗教、市民感覚からかけ離れた財産を留保し続ける宗教について、市民は全く共感できていない。こうした宗教と市民の間の隔絶は、宗教に対する厳しい視線となるだけではなく、宗教への無関心へとつながっていく。宗教にはまさに公益といえるような社会貢献活動をいくつも作り出してきた。しかし、それが自らの教団に属するものを対象とするだけの活動であれば、公益活動であり、社会貢献であるといえるのか疑問である。もちろん、すべての宗教団体が公益団体として疑問を持たれる存在というわけではない。ただ、多くの市民が疑念を持っている現状から考えれば、宗教団体の側で自主的なルール作りを行い、お互いを規律するとともに、情報開示を広く行うことで開かれた教団づくりを行うようであれば信頼は獲得できないのではないだろうか。

宗教団体の公益活動については多くの団体がウェブサイト等においてその活動を紹介している。こうした社会貢献をアピールすることは、情報の発信という点でも評価できる。ただ、活動の中身については、宗教団体がしたい

公益活動と市民が必要とする公益活動には大きな隔たりがあるのではないだろうかという恐れはある。宗教団体側が公益に資すると考える活動であっても、それが自らの教団に属する者たちへの内向きな活動にとどまれば、本当の意味での公益活動となりえないのである。今こそ、宗教団体側の自浄と自律が重要なのである。

寄附金税制と宗教団体の公益性という観点から見れば、現在の状況はねじれ現象となっている。仮に、宗教団体の公益性を認めるのであれば、それに対する寄附金は個人であれ、法人であれ、税制上の優遇措置を受けるべきである。反対に、寄附金に税制上の優遇を認めないのであれば、結果として宗教団体側に公益性がないこととなり、宗教団体側の税制上の優遇措置を形成する土台の部分に疑義が生じる。このように考えると、宗教団体への寄附金については、寄附者側に税制上の優遇措置を認めるべきであるし、当然こうした申し出に対して宗教団体側は領収書を発行

²⁸ し、帳簿上も厳密な記録等を行うこととなる ²⁹。

- 1 総務省「平成 23 年社会生活基本調査」(<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2011/>)。
- 2 岩手県、宮城県は 11.1%、山形県が 6.9%、福島県が 6.5%となっている。
- 3 真如苑 SeRV 東日本大震災での主な活動
(http://relief-volunteers.jp/blog/2011/03/2011_3.html)。
- 4 真宗大谷派東北地方太平洋沖地震発生、その初期対応
(http://www.higashihonganji.or.jp/saigai/pdf/hisaicondition_2.pdf)。
- 5 東日本大震災における天台宗の取組みについて
(http://www.tendai.or.jp/oshirase/1106_1.html)。
- 6 日本基督教団東日本大震災救援・復興支援
(<http://www.uccj-jishin.jpn.org/?cat=5&paged=12>)。
- 7 3 法の正式な名称は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法）」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（公益法人法）」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（施行規則）」である。
- 8 太田達男「公益法人制度改革の概要と今後の課題」税研 141 号 24 頁（2008 年）。

- 9 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（行革推進本部事務局：http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koueki-bappon/kihon_housin/kihon_housin.pdf）。
- 10 山田誠一「これからの法人制度」法学教室 323 号 7 頁（2007 年）, 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律について」民事研修 590 号 11 頁。
- 11 「一般社団法人及び一般財団法人制度 Q & A」Q&A6（法務省民事局：<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji153.html>）。
- 12 太田前掲注 26 頁, 後藤元伸「非営利法人制度」『民法の争点[ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ 1]』56 頁（2007 年）。
- 13 神作裕之「一般社団法人と会社—営利性と非営利性」ジュリスト 1328 号 37 頁。
- 14 物品販売業, 不動産販売業, 金銭貸付業, 不動産貸付業, 製造業, 通信業, 運送業, 倉庫業, 請負業, 印刷業, 出版業, 写真業, 席貸業, 旅館業, 料理店業その他飲食店業, 斡旋業, 代理業, 仲立業, 問屋業, 鉱業, 土石採取業, 浴場業, 理容業, 美容業, 興行業, 遊技所業, 遊覧所業, 医療保健業, 技芸の教授又は公開模擬学力試験を行う事業, 駐車場業, 信用保証業, 無体財産権の提供を行う業, 労働者派遣業, が列挙されている。労働者派遣業については, 2008 年度の税制改正によって収益事業に加えられた。
- 15 田中治「有償ボランティアに対する法人課税の是非」税経通信 845 号 162 頁。
- 16 所得税法 59 条 1 項一。
- 17 水野忠恒「新たな非営利法人制度の課税及び寄附金税制の検討」税研 21 卷 4 号 26 頁（2006 年）。
- 18 租税特別措置法 40 条。
- 19 石井研士「宗教団体の公益活動・公益性に関する一考察」國學院大學大学院紀要 文学研究科 39 卷 2 頁（2007）。
- 20 事業計画書・収支予算案については, 毎事業年度開始の前日までに作成し, 事業年度が終了する暇で備え置かなければならない（公益法人法 21 条 1 項, 施行規則 27,29 条）。
- 21 財産目録・役員名簿・報酬基準については, 毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に作成し, 主たる事務所に 5 年間, 写しを従たる事務所に 3 年間備え置かなければならないとされている（公益法人法 20 条 2 項, 21 条 2 項, 施行規則 28,29 条）。

- 22 定款・社員名簿を作成して、事務所に常時備置すること（一般法人法 14 条 1 項）となっており、計算書類等については定時社員総会の 1 週間前（理事会設置の法人は 2 週間前）より主たる事務所において 5 年間、その写しを従たる事務所に 3 年間備置しなければならない（同法 129 条 1 項、199 条）。
- 23 適格公益団体には、宗教団体のうち適格とされたものも含まれる。
- 24 段野聡子「寄付金控除制度と社会参画—税制の役割—」福井県立大学経済経営研究 27 号 69 頁（2012 年）。
- 25 特定公益増進法人として、「独立行政法人」、「地方独立行政法人のうち試験研究や病院事業社会福祉事業の経営等を主たる目的とするもの」、「自動車運転安全センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団」、「学校法人等で学校、専修学校、各種学校の設置を目的とするもの」、「社会福祉法人」、「更生保護法人」などが挙げられる。
- 26 損金算入限度額=(資本金等の額×当期の月数÷12×0.0025+所得の金額×0.025)÷4。
- 27 行政事件裁判例集 42 卷 2 号 279 頁。
- 28 兼平裕子「日英寄附文化の相違を踏まえての寄附金税制の検討」『民法と税法の交錯—フラットな社会を構築するために—』104 頁（愛媛大学法文学部総合政策学科、2012 年）。
- 29 本研究は MEXT 科研費 13221929（若手研究 B）の助成を受けたものです。